

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者のうち、国民年金制度上、老齢基礎年金等の受給資格を得ることのできない在日外国人及び帰国者等に対し、在日外国人等高齢者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老齢基礎年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく年金たる給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する年金たる給付をいう。
- (2) 公的年金給付 次に掲げる年金たる給付等をいう。
 - ア 国民年金法による年金たる給付
 - イ 昭和60年改正法第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する年金たる給付
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金たる保険給付
 - エ 船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金たる保険給付
 - オ 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金たる給付
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金たる給付
 - キ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による年金たる給付
 - ク 農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）による年金たる給付

ケ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の8第1項に規定する年金たる給付

コ 海外の公的年金制度から支給される年金たる給付

サ その他アからコまでに定める年金たる給付等に準ずると市長が認めるもの

(3) 施設入所者 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームに入所している者をいう。

(4) 永住許可 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項の規定による法務大臣の許可をいう。

(5) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までに規定する者をいう。

(6) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による登録をいう。

(7) 外国人登録 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による登録をいう。

(8) 年金受給資格期間 昭和60年改正法第1条の規定による改正前の国民年金法第26条、第76条、第77条の2及び第78条第1項に規定する期間をいう。

（支給対象者）

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公的年金給付を受けていない者とする。ただし、施設入所者についての外国人登録又は住民登録の要件については、当該入所について本市による措置を受けて入所している者については、本市に外国人登録又は住民登録を行っているものとして、本市以外のものによる措置を受けて入所している者については、本市に外国人登録又は住民登録を行っていないものとして、次の各号の規定を適用する。

(1) 大正15年（1926年）4月1日以前に出生し、昭和57年（198

2年) 1月1日前から日本国内で外国人登録を行っている者で、現在、本市に外国人登録を行っているもののうち、永住許可を受けているもの又は特別永住者であるもの

(2) 明治44年(1911年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で外国人登録を行っていた者のうち、満70歳以降に日本国籍を取得したもので、現在、本市に住民登録を行っているもの

(3) 明治44年(1911年)4月2日以降大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で外国人登録を行っていた者のうち、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができないもので、現在、本市に住民登録を行っているもの

(4) 明治44年(1911年)4月2日以降大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本に帰国した者のうち、年金受給資格期間を制度上満たすことができないもので、現在、本市に住民登録をおこなっているもの

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、これを審査し、支給を決定したときは防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給決定通知書(第2号様式)により、不支給を決定したときは防府市在日外国人等高齢者福祉給付金不支給決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の額)

第6条 給付金の額は、月額10,000円とする。

(給付金の支給対象期間等)

第7条 市長は、第5条の規定による支給決定を受けた者(以下「受給資格者」

という。) に対し、給付金を支給するものとする。

2 給付金の支給対象となる期間は、第4条の規定による申請があった日の属する月の翌月から第10条の規定により給付金の受給資格を喪失した日の属する月までとする。

3 給付金は、次の表の左欄に掲げる期別に応じ、同表の中欄に掲げる月分に係る給付金を、同表の右欄に掲げる支給月に支給するものとする。ただし、支給月に支給すべき給付金を支給できなかった場合又は受給資格を喪失した場合は、この限りでない。

区 分	支 給 対 象 月 分	支 払 月
第 1 期	4月分から6月分まで	7月
第 2 期	7月分から9月分まで	10月
第 3 期	10月分から12月分まで	1月
第 4 期	1月分から3月分まで	4月

(支給の停止)

第8条 市長は、受給資格者が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める期間の月分の給付金の支給を停止する。

(1) 本人、配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該受給資格者の生計を維持するもの（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、所定の額を超える場合 その年の8月から翌年の7月までの期間（前々年の所得が所定の額を超える場合にあつては、その年の1月から7月までの期間）

(2) 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金の受給資格者である場合その受給期間

(3) 他の自治体から第1条に掲げる目的又は前号に掲げる給付金と同様の趣旨の給付金を受けている場合 当該受給期間

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合

当該保護が開始された日の属する月の翌月から、当該保護が廃止された日の属する月までの期間

(5) 老人福祉法に定める養護老人ホームに入所措置されている場合又は養護委託されている場合で、生活費の特例加算を受けている場合 当該特例加算金の受給期間

2 前項第1号に規定する所定の額は、本人においては旧国民年金法施行令第6条の4第1項に定める額を、配偶者及び扶養義務者においては同令第5条の4第2項に定める額を、それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えた額とする。

3 第1項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定を準用する。

4 市長は、第1項に定めるもののほか、受給資格者が次の各号の一に該当する場合は、給付金の支給を停止することができる。

(1) 正当な理由がなく第13条の規定による届出をしないとき。

(2) 第14条の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により、給付金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(支給停止等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の支給を停止するときは、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給停止通知書（第4号様式）により、支給停止を解除するときは防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給停止解除通知書（第5号様式）により、当該受給資格者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 受給資格者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日に受給資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する支給対象者でなくなったとき。

(喪失の通知)

第11条 市長は、受給資格者が前条の規定により受給資格を喪失したときは、

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金受給資格喪失通知書（第6号様式）により、当該受給資格者又はその者と生計を一にしていた者に通知するものとする。

（未支給給付金の申請等）

第12条 受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金でまだ支給していないもの（以下「未支給給付金」という。）があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者は、自己の名で未支給給付金の支給を申請することができる。

- 2 未支給給付金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序とする。
- 3 未支給給付金を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人が行った申請は、同順位者を代表してその全額について行ったものとみなし、その1人に対して行った支給は、同順位者全員に対して行ったものとみなす。
- 4 未支給給付金の支給を受けようとする者は、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金未支給給付金支給申請書（第7号様式）により、市長に申請しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、支給を決定したときは防府市在日外国人等高齢者福祉給付金未支給給付金支給決定通知書（第8号様式）により、不支給を決定したときは防府市在日外国人等高齢者福祉給付金未支給給付金不支給決定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（届出）

第13条 受給資格者又は受給資格者と生計を一にしている者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金変更・喪失届（第10号様式）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 第10条の規定により受給資格を喪失したとき。
- (2) 受給資格者の住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 配偶者及び扶養義務者に変動があつたとき。
- (4) 他の自治体の給付金の受給に変更があつたとき。

(5) 生活保護の受給に変更があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、給付金の支給要件にかかる事由に変更があったとき。

(譲渡及び担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(給付金の返還等)

第15条 市長は、給付金の支給後、受給資格者又は受給資格者であった者が、第8条に規定する支給停止又は第10条に規定する受給資格の喪失要件に該当していたことを確認した場合には、防府市在日外国人等高齢福祉給付金取消・返還通知書（第11号様式）により、当該給付金を受給した者に対して支給の決定を取り消し、すでに支給した給付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(要綱の廃止)

第16条 市長は、給付金と同様の目的及び同程度の給付制度が国又は山口県により支給対象者を対象として適用されたときは、この要綱を廃止するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(支給期間の特例)

2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までに申請のあった者で、第3条に規定する支給対象者のうち、支給要件を満たすものについては、平成14年4月分から給付金を支給するものとする。

第1号様式（第4条関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給申請書

年 月 日

（宛先） 防府市長

高齢者福祉給付金の支給について、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。申請に当たり、公的年金を受給していないことを申し立てます。

なお、高齢者福祉給付金の受給資格認定に際し、私の公的年金受給状況については関係機関において、私、配偶者及び扶養義務者の所得額については課税台帳等により、住民基本台帳の記載内容については当該台帳等により、調査確認されることを承諾します。

申請者	住 所			電話番号	
	(フリガナ) 氏 名			通称名をお使いの場合はこの欄に通称名を記入して下さい。	
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	

※配偶者・扶養義務者のおられる方は、次の欄に記入して下さい。

配偶者	住 所			
	(フリガナ) 氏 名			通称名をお使いの場合はこの欄に通称名を記入して下さい。
	生年月日	年 月 日		

扶養義務者	住 所			
	(フリガナ) 氏 名			通称名をお使いの場合はこの欄に通称名を記入して下さい。
	生年月日	年 月 日		

下記の口座へ振り替えてください。

振替先	金融機関名			本支店名	店
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義				

(注) 1 振替先口座は、申請者本人名義の口座を記入して下さい。

2 添付書類

- (1) 日本国籍取得者として申請される方……日本国籍取得時の戸籍謄本又は除籍謄本
- (2) 帰国者として申請される方……海外渡航を確認できる書類（海外渡航を示す戸籍の附票など）

第2号様式（第5条関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長



年 月 日付けで申請のありました高齢者福祉給付金について、下記のとおり支給を決定しましたので、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

支給金額	月額	円
支給開始月	年	月分から

ただし、期間途中で資格喪失又は支給停止要件に該当することとなった場合は、当該月分までの支給となります。

第3号様式（第5条関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長



年 月 日付で申請のありました高齢者福祉給付金について、不支給と決定しましたので、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

支給できない理由	
----------	--

第4号様式（第9条関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長



下記のとおり高齢者福祉給付金の支給を停止しますので、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第9条の規定により通知します。

記

支給を停止する理由	
支給を停止する期間	年 月分から 年 月分まで

第5号様式（第9条関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長



下記のとおり高齢者福祉給付金の支給停止を解除しますので、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第9条の規定により通知します。

記

支給停止を解除する理由	
支給再開月	年 月分から

第6号様式（第11条関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金受給資格喪失通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長



下記のとおり高齢者福祉給付金の支給に係る受給資格を喪失されましたので、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第11条の規定により通知します。

記

受給資格喪失者	
受給資格喪失日	年 月 日
受給資格喪失の理由	
支給の最終月	年 月分まで

第7号様式（第12条第4項関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金未支給給付金支給申請書

年 月 日

（宛先） 防府市長

下記の受給資格喪失者に係る高齢者福祉給付金の未支給給付金について、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第12条第4項の規定により、次のとおり申請します。

なお、支給の決定に際し、私と受給資格喪失者との関係について、住民基本台帳又は外国人登録原票等により調査確認されることを承諾します。

申請者	住所			電話番号	
	フリガナ			通称名をお使いの場合はこの欄に通称名を記入して下さい。	
	氏名				
続柄	受給資格喪失者の				
資格喪失者	氏名				
	死亡日	年 月 日			
請求額	円（ただし、年 月分～ 年 月分）				

下記の口座へ振り替えてください。

振替先	金融機関名			本支店名	店
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義				

(注) 1 この請求ができる方は、受給資格喪失者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、受給資格喪失者の死亡の当時その方と生計を同じくしていた方に限ります。

2 振替先口座は、申請者本人名義の口座を記入してください。

第8号様式(第12条第5項関係)

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金未支給給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長



年 月 日付けで申請のありました高齢者福祉給付金の未支給給付金について、下記のとおり支給を決定しましたので、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第12条第5項の規定により通知します。

記

支 給 金 額	月額	円
支 給 期 間	年 月分から	年 月分まで

第9号様式（第12条第5項関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金未支給給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長



年 月 日付で申請のありました高齢者福祉給付金の未支給給付金について、不支給と決定しましたので、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第12条第5項の規定により通知します。

記

支給できない理由	
----------	--

第10号様式（第13条関係）

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金変更・喪失届

年 月 日

(宛先) 防府市長

届出者 住 所

氏 名

(受給資格者との続柄)

下記のとおり届け出します。

受給資格者	住 所	防府市	電話番号	
	フリガナ 氏 名			
変更内容	内 容	新	旧	
	(1)住所変更			
	(2)氏名変更			
	(3)その他			

※振替先口座変更の場合は、下記へ変更後の口座を記入してください。(本人名義に限ります。)

振替先	金融機関名		本支店名	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義			

喪失原因	内 容	事 実 発 生 年 月 日		
	(1)死 亡	年	月	日
	(2)市外転出	年	月	日
	(3)その他	(事実発生日 年 月 日)		

第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

防府市在日外国人等高齢者福祉給付金取消・返還通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長



高齢者福祉給付金の支給を取り消しましたので、すでに支給した給付金を返還されるよう、防府市在日外国人等高齢者福祉給付金支給要綱第 1 5 条の規定により通知します。

記

支給取消しの理由	
返 還 金 額	円 (年 月分～ 年 月分)
返 還 期 限	年 月 日